



付録・埼玉版

『まちに自治の風よ吹け…』
埼玉自治体問題研究所
TEL/FAX 048・822・9272

今号では、7月16日に行われた、ごみ問題の学習会で講師を務めた木村芳裕副理事長の講演レジメを掲載します。今、全国各地でごみ焼却炉の老朽化に伴う建て替えが課題になっており、焼却炉の規模や機能、ごみの分別やリサイクルなど総合的なごみ処理のあり方が地球環境・気候変動問題などと関連して重要な研究・検討テーマになっています。行政や議会の現場で大いに討論が必要な課題です。参考にお読みください。

これからのごみ問題を考える

～プラスチック資源循環法が成立したもとの～

副理事長 木村芳裕

これまでのゴミ問題

ゴミ問題は都市問題だった。ゴミ問題は都市化に伴って起こってきた

1970年代、「東京ごみ戦争」が起こった。埋立地の江東区と排出元の杉並区での問題。埋め立て阻止の江東区と、地元の焼却炉建設反対の杉並区。結局、ごみは杉並区からはごみは搬出されず、区内にたまり、杉並区住民も建設を受け入れ、和解した。

→1970年代以降、ごみ焼却の時代に。高性能で生ごみも燃やせる。

→プラスチックが普及し、プラゴミ袋も、スーパーのトレイやプラ包装、容器も増加

→埋立地難で県外に。地下水汚染の問題。福井県敦賀市や秋田県、福島県、1980年頃の東京日出町で埋立地問題

→1990年、ごみ増加でドイツでは1991年成立、93年施行で包装廃棄物政令が決まる。日本では、ダイオキシン問題がでて、ダイオキシン対策で焼却炉の大型化、広域化やバグフィルター設置などの対策となる。ごみ減量には手つかず。

→1995年、ようやく、ごみ減量に向け、容器包装リサイクル法成立、97年施行。しかし、ドイツと違い、収集、梱包は自治体負担で、負担の少ない資源化は企業負担なので、ペット、トレイの店頭回収が現れてきたものの、全体の減量効果あまりなかった。

→2000年、循環型社会形成推進基本法成立。リデュース→リユース→リサイクル→適正処理の優先順位が決まる。

→現在、ダイオキシン問題の時期に建設された焼却炉の建て替え時期を迎え、分別収集のコスト高、政府の広域化、大型化の政策の下で、分別を徹底するか、逆にプラスチックを混入焼却するか、2つの流れ。

これまで、焼却することで、目の前からごみが無くなり、大量生産—大量消費—大量廃棄を可能にしてきた。しかし、資源問題や温暖化問題を招いた。

ゴミ・環境の仕事は、分別を徹底して有害物を保管し、資源はリサイクルし、残りをできるだけ少なくして自然への循環に戻すこと。

いま、起こっていること

2021年6月11日 プラスチック資源循環法が成立、1年以内に施行となった
提案理由は、「海洋プラスチック問題」「化石燃料としてのプラスチック焼却による温暖化」「海外へのプラ輸出ができなくなったこと」。
そして、プラスチックを「削減」「資源化」しようというもの。

○プラスチック資源循環法の概要（環境省 HP より）

（1）基本方針の策定

国は、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、次の事項等に関する基本方針を策定します。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化（プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制）
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

（2）個別の措置事項

①環境配慮設計指針の策定（第3章 プラスチック使用製品設計指針。第7条～27条）

国は製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設けます。また、認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行います。

②ワンウェイプラスチックの使用の合理化

（第4章 特定プラスチック使用製品の使用の合理化。第28条～30条）

国はワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定します。また、主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置します。

③市区町村の分別収集・再商品化の促進

(第5章 市町村の分別収集及び再商品化。第31条～38条)

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にします。また、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することを可能にします。

④製造・販売事業者等による自主回収の促進

(第6章 製造事業者等による自主回収及び再資源化、第39条～43条)

製造・販売事業者等がプラスチック製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

⑤排出事業者の排出抑制・再資源化の促進

(第7章 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等、第44条～53条)

国は、排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定します。また、主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置します。加えて、排出事業者等が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

3. 施行期日

本法は、公布の日（2021年6月11日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

問題なのは

「資源循環の促進」の意味するもの。プラスチックの削減ではなくリサイクル。

それは、プラスチックの「大量生産—大量リサイクル」の色彩が強い。

しかし、「抑制」はしばしば出てくるので、これも活用して、リサイクルより発生抑制、削減を優先させることが重要

改めて、プラスチック問題を確認する

持続可能な社会へ、プラスチック汚染問題解決にどうとりくむか？

◆ プラスチックの性質

- プラスチックは空気中でも水中でも非常に安定している。微生物によって分解されるには数百年はかかる。
- しかし、ある程度の時間がたつと紫外線や摩擦でボロボロになって小さくなる。5ミリ以下のマイクロプラスチックになって環境中に広がる。大量生産、大量リサイクルという「循環」は成り立たない。全量回収することも不可能。リサイクルしやすい形の製品デザインにという対応も一時的には有効でも根本解決にはならない。
- 最初から小さい、洗顔料や化粧品に含まれるマイクロビーズなどもある。
- マイクロプラスチックは有害物質の運び屋になる。そして、人間を含む生物の体内に入ってきている。

➤ 焼却すればCO₂がでる。

◆ マイクロプラスチック汚染の実態

①粒子毒性

マイクロプラスチックは**体内に入れば炎症を起こす**。東京湾は生物に影響を及ぼす「**閾値**」に近い汚染レベル。特に河口部では多い。その理由は**ポリエステルやアクリルの化学繊維が洗濯で流れ出て**下水処理でも取り除ききれないため。

②有害な添加剤の影響

- プラスチックの可塑剤や難燃剤としての添加剤が環境ホルモンの作用をして、偽ホルモンとして作用し、男性では精子の減少、女性では乳がんや子宮内膜症に関与する。
- 異物を排出しようとして薬物代謝が活発化し、その影響で免疫力に必要なビタミンAを代謝して、免疫力も低下する。そこにウィルスが入ると死につながる。ペットボトルの蓋にはUVPという紫外線吸収剤が使われていて、これは薬物代謝を活性化させる働きがあり、結果として感染症にかかりやすく、重症化しやすくなる。

◆ プラスチック問題解決のために何が必要か？

「マイクロプラスチックによる水環境汚染の生態・健康影響研究の必要性とプラスチックのガバナンス」(2020.4 日本学術会議の提言)

この間の研究の進展により、「添加剤を含むプラスチックがかなり生物の体内に入り込んでいることが明らかになってきた。ただ、それがどのような影響を及ぼしているのかは多くの点で未解明」。東京湾では閾値に近いので解明は緊急の課題。

予防原則の立場で生産・使用の大幅削減を。そのために、容器包装など「使い捨てプラスチックの生産・使用を大幅に減らすこと。」必要なものと減らせるものを見極めて。

- 「2050年カーボンニュートラルを実現する」(菅首相) = 「石油由来プラスチックゼロ宣言」ではないのか。脱炭素社会は脱プラスチック社会にならざるを得ない。
- バイオプラスチックは食糧難や森林破壊へ。混合物も多く、結局、マイクロプラスチックになることも。
- プラスチックの処理コストが自治体持ちになっている。削減のためには収集・運搬もメーカー負担にするEPRは大切。(財界は熱回収を推進。)
- 包装としてのプラスチックを削減するためには地域での物資循環が必要。プラスチックは多種多様。それぞれに応じた対応を。添加剤の表示義務を。
- 塩ビにはフタル酸エステルが大量に使われている。フタル酸エステルは子どもの成熟を早めたり、遅くする作用がある。
- トレイのポリスチレンも製造段階で有害な副産物が出る。ニュージーランドでは使用禁止の動き。
- 社会も個人がものを所有するという考えから、シェアするという形に変わるかも。

「脱プラスチック戦略推進基本法（案）」（2021年2月12日「減プラスチック社会を実現するNGOネットワーク」（全国14団体*）が提出

日本で発生する年間 850 万トンの廃プラスチックの 47%がほぼ使い捨て用途の容器包装、一人当たりでは世界で 2 位。国内でのプラスチックリサイクルは処理全体の 16%。

第十条

- 一. 自然環境へ流出するプラスチック廃棄物を西暦二〇三〇年までになくす
- 二. 使い捨てプラスチック製品を新しく生産又は輸入することを西暦二〇三〇年までに原則としてなくす
- 三. わが国におけるカーボンニュートラルの実現に合わせて、プラスチック製品を新しく生産又は輸入することを西暦二〇五〇年までに原則としてなくす

（プラスチック製品にかかるデポジット制度）

定められた回収場所で預り金の全部又は一部を返却する制度（以下「デポジット制度」という。）を適用する措置を講じなければならない。

- 一. プラスチック廃棄物が自然環境へ流出することとなるおそれがあるプラスチック製品
- 二. 混在しない形で回収されることによって、その循環利用が可能となるプラスチック製品（プラスチック製品の成分の表示）

（プラスチック製品の生産量を減らすための経済的措置）

第十七条 国は、プラスチック製品の生産又は輸入を行う者に使用済みの当該製品の回収及び循環利用のために要する費用を負担させること（いわゆる EPR : Extended Producer Responsibilities）

* 「減プラスチック社会を実現する NGO ネットワーク」メンバー団体（五十音順）

特定非営利活動法人 OWS	公益財団法人 日本自然保護協会
国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン	特定非営利活動法人 日本消費者連盟
一般社団法人 JEAN	公益財団法人 日本野鳥の会
公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)	特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス
特定非営利活動法人 ダイオキシシン・環境ホルモン対策国民会議	特定非営利活動法人 プラスチックフリージャパン
全国川ごみネットワーク	容器包装の 3 Rを進める全国ネットワーク
一般財団法人 地球人間環境フォーラム	一般社団法人 リアル・コンサベーション

第204回国会閣法第61号 附帯決議

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一. 基本方針の制定に当たっては、二〇五〇年カーボンニュートラルと整合するよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の削減に資するものとする。
- 二. 市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に

過度な負担をもたらすことがないように各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講ずること。

- 三. 消費者がプラスチック使用製品に使用されているプラスチックについて知ることができるような表示制度等の検討を行うこと。
- 四. 製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないように、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。
- 五. 回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。
- 六. マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のために必要な措置を早急に講ずること。
- 七. 国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、リサイクル設備への支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。
- 八. 代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的見地から検証を行うこと。
- 九. プラスチック使用製品やその代替品に含まれる有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないように、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について検討を行うこと。
- 十. 既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。
- 十一. 海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うこと。
- 十二. 漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減のため必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を与えない代替製品の研究開発に一層努めること。
- 十三. 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。
- 十四. 十四 製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から最終処理までの責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

持続可能な社会を目指して 焼却主義からの脱却を

広域化すると、集中型になる。小規模、分散型が、自然の循環に戻りやすく、災害にも強い。これをどう作るか？

プラスチックも紙類も分別すると、燃えるごみが燃えない。後に残るのは、生ごみが主成分。生ごみを資源化するほかはない。

- 生ごみも自分で資源化すれば、ごみ量はずっと減る。志布志市は生ごみたい肥化。
- また、生ごみと浄化槽汚泥を混合リサイクルか（大木町や日田市）。
- 残るは紙おむつだが、これも、大木町、伯耆市などの例がある。

資料1 府中市ごみ組成分析委託調査結果報告書（平成27年度）

表 4-1 組成分析結果

項目		地区			
		是政3丁目	緑町1丁目	宮西町1～4丁目	3地区平均
		重量比 (%)	重量比 (%)	重量比 (%)	重量比 (%)
可燃ごみ	厨芥	55.91	50.59	60.75	55.15
	剪定枝葉	0.08	0.15	—	0.08
	木・草類	4.48	5.47	4.63	4.86
	紙おむつ	12.52	4.94	—	7.07
	その他可燃物	11.65	13.26	12.96	12.50
不燃ごみ合計		0.55	1.09	0.30	0.68
粗大ごみ		1.05	—	—	0.45
資源合計		13.75	24.50	21.37	19.22
合計		100.00	100.00	100.00	100.00

注)「3地区平均」は各地区の合計重量の重量比とする。

資料2 志布志市の27分別

どうして始まったか～わたしのしぶしより（志布志市役所市民環境課の西川さん）

平成2年に作った最終処分場(埋め立て場)は、当時まだ分別をしていないですから... 扇風機も、生ごみも、全部一緒に黒いビニールに入れて埋め立てていたわけです。

このままだとゴミは増え続け...15年も持たずに満杯になってしまうことが分かりました。

大隅全域で一つの焼却炉を作ろう、という協議もありましたが、当時の背景としてダイオキシン問題が叫ばれていたこともあり、合併前の志布志町・有明町・大崎町は焼却炉を作る協議会から脱退しました。



▲毎日 10t運ばれてくる生ごみ。土や木くずをかぶせて、発酵することでたい肥に。ほとんど異物が入っていないとは驚きです。

焼却炉は維持費もかなりかかります。今は焼却で良くて、少子高齢化が続くといつかやっつけなくなる時も来ると考え、分別をすることに決めましたね。

行政としては、最終処分場の状況を市民の皆さんに誠意をもって説明するしかない、と当時の担当者が説明して回ったと聞いています。

ごみ分別が始まって以降も、市民環境課では、「いつでも・どこでも」をキーワードに環境学習を行っています。平成28年度では、76件開催し、1,868人の方が参加されています。

今までの便利さがあると、どうしてもそれを変えるのはハードルが高いですね。

市民環境課に来た年、平成14年の7月から、生ごみのモデル回収をすることになりました。

モデル回収ということで、一部の地域のみなさんをお願いをしに行ったら、

「なんで私たちのところなの？生ごみも分けないとけないとや」「面倒くさい」という反応だったんですね。

でも、その中の一人が、「まあ、やってみたらいいんじゃない？」と言ってきて。まずそれが嬉しかったのを覚えています。回収日の1日目、ゴミステーションを見に行くと、「面倒だ」と言っていた人が一番最初に来てくれて...

さらに、モデル回収を続けていたら、その人が感謝してくれたんですね。生ごみの回収を始める前は、週に一回の一般ごみの袋に入れて回収だったのですが、月・水・金と週に3日生ごみを回収することになって、「家から生ごみが無くなって嬉しい」と。



▲現在の最終処分場。生ごみが無くなり、臭いもしなくなりました。埋め立てゴミは分別前と比べて8割減。

生ごみを分別回収することで、ゴミは急激に減り、最終処分場も劇的に変わりました。臭いもしなくなって、ハエもいなくなり...カラスもネズミもいない。そして、最終処分場の大きな延命になりました。これは本当に感動でしたね。

生ごみを化石燃料で燃やすと、ほとんど水分の生ごみを、資源とお金を使って燃やすことになりますよね。

お金と資源を使って燃やした結果、二酸化炭素と燃えカスになります。

肥料にすれば、微生物のおかげで有益な肥料に変わり、志布志の土壌を豊かにします。

さらに、燃やすのに使われる化石燃料は、志布志から来たものではないわけですし、焼却炉を作るお金も大手建築会社に流出しなければならないですね。

ということは、市民のみなさんからいただいた税収が外に流れてしまいます。

分別という手段を選ぶことで、「そおりサイクルセンター」さんという地元のリサイクル業者さんにお金を払って、業者の従業員さんは志布志市に住んでくれる。

人件費に使われることで、地元で雇用を生みます。

ごみを販売することで利益もあり、財政的にも続けていくことができる無理がない取り組みになる。

まさにSDGsに沿った、持続可能な取り組みだと思いますし、地方創生になると思っています。



▲志布志市はこれまで、パプアニューギニア、ソロモン、フィジー、スリランカ…など10か国に志布志モデルを推進しました。志布志の当たり前が、誰かの命を救う取り組みになるかもしれません。発展途上国でも手が届く施策です。

資料3 国の交付金制度 詳細は、「循環型社会形成推進交付金サイト」

循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編）令和3年3月より

◆ 循環型社会形成推進交付金制度の概要

市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、一般会計において循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）及び廃棄物処理施設整備交付金（以下「施設整備交付金」という。）を計上するとともに、エネルギー対策特別会計においても二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「二酸化炭素交付金」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「二酸化炭素補助金」という。）を計上し、多様な財源により市町村を支援している。

エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル
平成26年3月（令和3年4月改訂）
エネルギー回収率の交付要件

施設規模（t/日）	1/2 交付	1/3 交付
	エネルギー回収率	
100 以下	17.0	11.5
100 超、150 以下	18.0	14.0
150 超、200 以下	19.0	15.0
200 超、300 以下	20.5	16.5
300 超、450 以下	22.0	18.0
450 超、600 以下	23.0	19.0
600 超、800 以下	24.0	20.0
800 超、1000 以下	25.0	21.0
1000 超、1400 以下	26.0	22.0
1400 超、1800 以下	27.0	23.0
1800 超	28.0	24.0

規模の下限は、人口5万人以上又は面積400km²以上。

- ◎ 「循環型社会形成推進交付金」、循環型社会の形成を図ることを目的
- ◎ 「廃棄物処理施設整備交付金」、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域

の廃棄物処理システムの強靱化を目的

- ◎ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務に要する費用。
- ◎ 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」一 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業。社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業

◆ その他の施設への交付金

- ◎ 有機性廃棄物リサイクル推進施設（循環交付金 1/3）

生ごみ等の有機性廃棄物（バイオマス廃棄物）を、し尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や、堆肥化、飼料化等の資源リサイクルを図る施設

① 汚泥再生処理センター

し尿及び浄化槽汚泥のみならず、その他の生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源（メタンガス、堆肥等）回収を行う施設→大木町、日田市

② ごみ飼料化施設

異物を含まないように分別・選別した厨芥等、飼料化に適したごみを微生物による生物反応・加温等による分解・乾燥等の処理によって動物の栄養になる飼料を得る施設

③ ごみ堆肥化施設

堆肥化に適した有機性廃棄物を、機械的に攪拌しつつ好気性雰囲気にとさらすことにより、微生物による分解を促進させて堆肥にする施設→各地

資料4 政府の方針

（1）ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

（略）平成31年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。）を發出し、各都道府県において、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することを求めている。

（2）PFI等の民間活用

（3）一般廃棄物会計基準の導入

（4）廃棄物処理の有料化

資料5 広域化の通知

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について

て（通知）公布日：平成31年3月29日（環循適発第1903293号）

1. 広域化・集約化の必要性

（1）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図る

（2）気候変動対策の推進

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

（3）廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

（4）災害対策の強化（略）

※ 大きいものを作った方がエネルギー回収率が高くなり、交付率が高い。大型化が有利なので、広域化を進めるようになる。交付金の誘導による広域化、大型化政策である。